

2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続

パリ条約等による優先権を主張しようとする者は、国際出願時に願書様式(【DM/1】)の「**13.Priority Claim**」に必要事項を記載した上で、優先権を証明する書面を特許庁に対して提出する必要があります。 [意法60条の10(特法43条)]

優先権情報及び国際公表日は、WIPOホームページ「International Designs Bulletin」又は「Hague Express」から確認することができます。

特許庁では、優先権主張のある国際意匠登録出願の出願人には、国際公表後速やかに、優先権証明書提出に関するリマインダー通知「IMPORTANT NOTICE FOR THE HAGUE USERS」(サービス通知)を出願人本人宛に送付しています。

[[参考資料5]]

(1) 優先権を証明する書面

優先権証明書は、**国際公表された日から3か月以内**に「優先権証明書提出書」に添付して、特許庁へ提出してください。

[意施規12条の2、19条3項(特施規27条の3の3 1項)]

(2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)を利用する場合

[意法60条の10(特法43条5項)]

① 国際出願時にアクセスコードを記載していた場合

国際出願時に記載したアクセスコードを含む優先権情報に不備がなく、DASで優先権証明書を取得できた場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。記載内容に不備があり優先権証明書を取得できなかった場合は、国際公表後速やかに、優先権証明書の提出に関するリマインダー通知を出願人に対して送付します。

② 国際出願時にアクセスコードを記載しなかった場合

国際公表された日から3か月以内に日本国特許庁に対してアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

(3) 国際出願時にANNEX Vを用いて優先権証明書を提出した場合

国際出願時にANNEX Vを用いて適法な優先権証明書を提出した場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。[意施規19条 3項(特施規27条の3の3 2項)]

(4) 法定期間内に優先権証明書の提出がなかった場合

国際公表日から3か月以内に優先権証明書が提出されていない又はDASで優先権証明書を取得できていない若しくはANNEX Vで提出された優先権証明書が不適法の案件については、日本国特許庁から出願人又は国内代理人宛てに優先権証明書未提出通知を送付します。この通知書を受けた者は、通知の日から2か月以内に限り、日本国特許庁に対して、優先権証明書提出書又はDASのアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

[意法60条の10(特43条6項、同条7項)]

優先権証明書提出書（記載見本）

【書類名】	優先権証明書提出書
(【提出日】)	令和××年10月 1日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願20××-5×××××
【提出者】	
【住所又は居所】	スイス国, ジュネーブ 99, リュドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】	2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】	エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】	ABC Corporation
【代理人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】	
【氏名又は名称】	国際 太郎
(【最初の出願の表示】)	
(【国・地域名】)	
(【出願日】)	
(【出願番号】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	優先権証明書及び訳文 各1

- (注1)本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2)【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3)出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注4)【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5)国際出願時に願書様式(【DM/1】)に優先権主張の基礎とする出願の番号を記載できなかった場合には、【最初の出願の表示】欄を設けて記載してください。
- (注6)証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。訳文には、基礎出願番号、基礎出願日、発行官庁名(国名含む)を記載してください。
- (注7)優先権証明書の写しの提出も可能です。
- (注8)優先権証明書を援用するときは、【提出物件の目録】の【物件名】ごとに【援用の表示】の欄を設けて、以下のように記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書及び訳文 各1

【援用の表示】令和××年6月3日提出の意願20××-5×××××に係る優先権証明書提出書に添付した優先権証明書及び訳文を援用する。